

政令第三百四十三号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十一条の二、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 オルトートルイジン

別表第三第二号 8 の次に次のように加える。

8 の 2 オルトートルイジン

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六条第十八号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六条第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成二十九年十二月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

3 事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場（旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十九年十二月三十一日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

理由

労働者の健康障害を防止するため、オルトートルイジンを製造し、又は取り扱う屋内作業場等について、作業環境測定を行わなければならないこととする等の必要があるからである。